

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 次の記述は、無線局の免許の有効期間及び再免許について述べたものである。電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して  A を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務航空機局の免許の有効期間は、①にかかわらず、 B とする。
- ③ 航空移動業務の無線局の再免許の申請は、免許の有効期間満了前  C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月までに行うことができる。
- ④ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、③にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	5年	10年	1箇月以上3箇月
2	5年	無期限	3箇月以上6箇月
3	3年	10年	3箇月以上6箇月
4	3年	無期限	1箇月以上3箇月

A-2 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の  A 、  B 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて  C を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	周波数の偏差、幅及び安定度	空中線電力の偏差	他の無線設備の機能に支障
2	周波数の偏差及び幅	高調波の強度	他の無線設備の機能に支障
3	周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障
4	周波数の偏差、幅及び安定度	高調波の強度	電気通信業務の用に供する無線設備の機能に支障

A-3 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の  B 。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

	A	B
1	他の無線局	妨害を与えない機能を備えなければならない
2	他の無線局	妨害を与えないように運用しなければならない
3	重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければならない
4	重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を備えなければならない

A-4 次の記述は、航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位について述べたものである。無線局運用規則（第150条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空移動業務及び航空移動衛星業務における通信の優先順位は、次に掲げる順序によるものとする。
- (1) 遭難通信
  - (2) 緊急通信
  - (3) 無線方向探知に関する通信
  - (4) 航空機の  A  に関する通信
  - (5) 気象通報に関する通信（(4)に掲げるものを除く。）
  - (6) 航空機の  B  に関する通信
  - (7) (1)から(6)までに掲げる通信以外の通信
- ② ノータムに関する通信は、緊急の度に応じ、 C  に次いでその順位を適宜に選ぶことができる。

	A	B	C
1	正常運航	安全運航	無線方向探知に関する通信
2	正常運航	安全運航	緊急通信
3	安全運航	正常運航	緊急通信
4	安全運航	正常運航	無線方向探知に関する通信

A-5 次の記述は、航空移動業務の無線電話通信における呼出し及び呼出しの反復について述べたものである。無線局運用規則（第20条、第18条、第154条の2及び第154条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 呼出しは、 A  を順次送信して行うものとする。
- ② 航空機局は、 B  に対する呼出しを行っても応答がないときは、少なくとも  C  を置かなければ、呼出しを反復してはならない。

	A	B	C
1	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) こちらは (3) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 1回 3回以下	航空局及び他の航空機局 10秒間の間隔
2	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局 10秒間の間隔
3	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 3回以下	航空局及び他の航空機局 1分間の間隔
4	(1) 相手局の呼出符号又は呼出名称 (2) こちらは (3) 自局の呼出符号又は呼出名称	3回以下 1回 3回以下	航空局 1分間の間隔

A-6 次の記述は、航空機局に対する使用電波の指示について述べたものである。無線局運用規則（第154条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 責任航空局は、 A  に対し、無線局運用規則第152条（周波数等の使用区別）の使用区別の範囲内において、当該通信に使用する電波の指示をしなければならない。ただし、同条の使用区別により当該航空機局の使用する電波が特定している場合は、この限りでない。
- ② 航空機局は、①の規定により指示された電波によることを不相当と認めるときは、その指示をした責任航空局に対し、その指示の変更を求めることができる。
- ③ 航空無線電話通信網に属する責任航空局は、①の規定による電波の指示に当たっては、 B  をそれぞれ区別して指示しなければならない。
- ④ ③の責任航空局は、①及び③の規定により電波の指示をしたときは、所属の航空無線電話通信網内の他の航空局に対し、 C  を通知しなければならない。使用電波の指示を変更したときも、同様とする。

A	B	C
1 通信圏内にあるすべての航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨
2 自局と通信する航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨
3 通信圏内にあるすべての航空機局	呼出し及び応答周波数並びに通信周波数	その旨及び指示した電波の周波数
4 自局と通信する航空機局	第一周波数及び第二周波数	その旨及び指示した電波の周波数

A-7 次の記述のうち、無線局が自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときにとるべき措置に該当するものはどれか。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他のいずれの無線局も応答しない場合には、直ちに応答しなければならない。
- 2 応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出名称を送信して応答しなければならない。
- 3 その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して直ちに応答しなければならない。

A-8 次の記述は、航空機局の受信設備が故障した場合の無線電話による通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第162条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空機局は、その受信設備の故障により責任航空局と連絡設定ができない場合で一定の A  における報告事項の通報があるときは、 B  を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。
- ② 無線電話により①の規定による一方送信を行うときは、「受信設備の故障による一方送信」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を反復して送信しなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の送信 C  を通知するものとする。

A	B	C
1 場所	当該責任航空局から指示されている電波	周波数
2 場所	1 2 1. 5 MHz の周波数の電波	予定時刻
3 時刻又は場所	当該責任航空局から指示されている電波	予定時刻
4 時刻又は場所	1 2 1. 5 MHz の周波数の電波	周波数

A-9 遭難通報等を受信した航空局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第171条の3）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに回答しなければならない。
- 2 航空局は、自局以外の無線局（海上移動業務の無線局を除く。）をあて先として送信された遭難通報を受信した場合において、これに対する当該無線局の回答が認められないときは、遅滞なく、当該遭難通報に回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。
- 3 航空局は、あて先を特定しない遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これに回答しなければならない。ただし、他の無線局が既に回答した場合にあっては、この限りでない。
- 4 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれを通信可能な範囲内にあるすべての航空機局に通報しなければならない。

A-10 次の記述は、緊急通報を受信した航空局のとるべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第176条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空機の緊急の事態に係る緊急通報に対し応答した航空局は、次の(1)から(3)までに掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに  A に緊急の事態の状況を通知すること。
- (2) 緊急の事態にある航空機を  B に緊急の事態の状況を通知すること。
- (3) 必要に応じ、当該緊急通信の幸領を行うこと。

A	B
1 捜索救難の機関	所有する者
2 捜索救難の機関	運行する者
3 航空交通管制の機関	所有する者
4 航空交通管制の機関	運行する者

A-11 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付について述べたものである。無線従事者規則（第50条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を  B ために免許証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の申請書に次に掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

- (1) 免許証（免許証を失った場合を除く。）
- (2) 写真  C
- (3)  A の変更の事実を証する書類（  A に変更を生じたときに限る。）

A	B	C
1 氏名	汚し、破り、若しくは失った	1枚
2 氏名	失った	2枚
3 氏名又は住所	汚し、破り、若しくは失った	2枚
4 氏名又は住所	失った	1枚

A-12 次に掲げる場合のうち、航空移動業務の無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当しないものはどれか。電波法（第80条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
- 2 電波法又はこれに基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- 3 航空機局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- 4 航空機局が外国において、当該外国の主管庁の検査を受け、検査の結果について指示を受けたとき。

A-13 航空局の免許状の掲示に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空局の免許状は、受信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 2 航空局の免許状は、無線設備の通信操作を行う場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 航空局の免許状は、業務書類を備え付けておく場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 4 航空局の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。

A-14 次の記述は、遭難の呼出し及び通報の取扱いについて述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 A  において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに  B  義務を負う。

- |                           |                |
|---------------------------|----------------|
| A                         | B              |
| 1 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位 | 必要な措置をとる       |
| 2 いずれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位 | すべての電波の発射を停止する |
| 3 通信中の場合を除き、第一の優先順位       | 必要な措置をとる       |
| 4 通信中の場合を除き、第一の優先順位       | すべての電波の発射を停止する |

B-1 次の事項のうち、電波法（第8条）の規定に照らし、総務大臣が無線局の予備免許を与えるときに指定する事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 空中線電力
- イ 免許の有効期間
- ウ 電波の型式及び周波数
- エ 通信の相手方及び通信事項
- オ 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号

B-2 次の記述は、航空移動業務の無線局における免許状に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された  ア  の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。  
(1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 イ  、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。  
(1) 免許状に記載された  ウ  であること。  
(2) 通信を行うため  エ  であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された  オ  内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- |                      |           |             |
|----------------------|-----------|-------------|
| 1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項 | 2 無線局の種別  | 3 無線設備の工事設計 |
| 4 無線設備の設置場所          | 5 ものの範囲内  | 6 ところによるもの  |
| 7 十分なもの              | 8 必要最小のもの | 9 運用許容時間    |
|                      |           | 10 運用義務時間   |

B-3 次の記述のうち、無線局運用規則（第174条）の規定に照らし、航空移動業務における遭難通信が終了したときに遭難通信を宰領した航空局又は航空機局がとらなければならない措置に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 直ちに航空交通管制の機関にその旨を通知しなければならない。
- イ 直ちに海上保安庁その他の救助機関にその旨を通知しなければならない。
- ウ 直ちに遭難に係る航空機を運行する者にその旨を通知しなければならない。
- エ できる限り遭難に係る航空機の付近を航行中の船舶にその旨を通知しなければならない。
- オ 直ちに遭難に係る航空機の付近を航行中の他の航空機にその旨を通知しなければならない。

**B-4** 次の記述は、航空局等が航空移動業務の無線局相互間において無線電話により行われる緊急通信を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第67条及び第70条の6）及び無線局運用規則（第93条及び第177条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空局及び航空機局は、無線電話による緊急信号を受信したときは、 **ア** を行う場合を除き、少なくとも  **イ** 継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ② 無線電話による緊急信号を受信した航空局又は航空機局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ③ ②の緊急通信が  **ウ** 行われるものでないときは、航空局又は航空機局は、②にかかわらず  **エ** の電波により通信を行うことができる。
- ④ 航空局又は航空機局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちに  **オ** に通報する等必要な措置をしなければならない。

- |                 |                  |                        |        |
|-----------------|------------------|------------------------|--------|
| 1 遭難通信          | 2 航空機の安全運航に関する通信 | 3 3分間                  | 4 10分間 |
| 5 自局に対して        | 6 自局の付近において      | 7 緊急通信に使用している周波数以外の周波数 |        |
| 8 責任航空局が許可した周波数 | 9 航空交通管制の機関      | 10 その航空局又は航空機の責任者      |        |

**B-5** 次に掲げる事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア** 無線従事者の免許の取消しの処分
- イ** 3箇月以内の期間を定めて、無線設備の操作の範囲を制限する処分
- ウ** 3箇月以内の期間を定めて、その業務に従事することを停止する処分
- エ** 期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分
- オ** 期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分

**B-6** 次の書類のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、国際通信を行う義務航空機局（航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。）に備付けを要するものを1、これに備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア** 免許状
- イ** 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- ウ** 無線従事者選解任届の写し
- エ** 航空局の局名録
- オ** 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則